

※令和5年3月17日 犯罪対策閣僚会議決定

## 現状

- 「闇バイト強盗」と称されるSNS上で実行犯を募集する手口等を特徴とする一連の強盗等事件が広域で発生。
- 被害者の大部分が高齢者である特殊詐欺の認知件数は、令和3年以降、増加しており、また、その被害額は、令和4年、8年ぶりに増加。

➔ こうした情勢を受け、国民の間に不安感が拡大する中、この種の犯罪から国民を守るため、一層踏み込んだ対策として「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」を策定

## プランの概要

## 1 「実行犯を生まない」ための対策

- 「闇バイト」等情報に関する情報収集、削除、取締り等の推進
- サイバー空間からの違法・有害な労働募集の排除
- 青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない教育・啓発
- 強盗や特殊詐欺の実行犯に対する適正な科刑の実現に向けた取組の推進

## 2 「実行を容易にするツールを根絶する」ための対策

- 個人情報保護法の的確な運用等による名簿流出の防止等の「闇名簿」対策の強化
- 携帯電話等の本人確認や悪質な電話転送サービス事業者対策の推進
- 悪用されるSMS機能付きデータ通信契約での本人確認の推進
- 預貯金口座の不正利用防止対策の強化
- 証拠品として押収されたスマートフォン端末等の解析の円滑化
- 秘匿性の高いアプリケーションの悪用防止
- 帰国する在留外国人による携帯電話・預貯金口座の不正譲渡防止

## 3 「被害に遭わない環境を構築する」ための対策

- 宅配事業者を装った強盗を防ぐための宅配事業者との連携
- 防犯性能の高い建物部品、防犯カメラ、宅配ボックス等の設置に係る支援
- 高齢者の自宅電話番号の変更等支援
- 高齢者の自宅電話に犯罪者グループ等から電話が架かることを阻止するための方策
- 現金を自宅に保管させないようにするための対策
- パトロール等による警戒

## 4 「首謀者を含む被疑者を早期に検挙する」ための対策

- 犯罪者グループ等の実態解明に向けた捜査を含む効果的な取締りの推進
- 国際捜査の徹底・外国当局等との更なる連携
- 現金等の国外持出し等に係る水際対策の強化

- 電気通信事業分野においては、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の制定以前である平成3年（1991年）から、通信の秘密の保護や情報通信ネットワークの安全・信頼性確保といった電気通信事業法上の観点と、個人情報の適切な取扱いの観点の双方を踏まえ、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」（以下「電気通信事業GL」という。）及び解説を策定。

※ 平成27年個人情報保護法改正前においては、詳細なルールは事業分野ごとに事業所管大臣が策定するガイドラインにおいて規定（平成27年7月時点で27分野、39ガイドライン）。

- 平成27年個人情報保護法改正を踏まえ、原則として個人情報保護委員会が策定するガイドライン（平成28年11月）に一元化。他方、電気通信事業分野を含む一部の分野（情報通信・金融・信用・医療）においては、改正後も引き続き特定分野のガイドラインが定められている。

※ 電気通信事業GL及び解説は、通信の秘密に係る電気通信事業法第4条その他の関連規定及びプライバシー保護の観点を踏まえ、電気通信事業者に対する具体的な指針を示している。

- 令和2年及び令和3年個人情報保護法改正を踏まえ、電気通信事業GL及び解説を改正（令和4年4月1日施行）

※ 令和4年4月1日より電気通信事業GL及び解説については個人情報保護委員会と総務省の共管とされた。

## 第200回個人情報保護委員会 議題1（令和4年3月2日）

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」及び「経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン」の改正及び個人情報保護委員会との共管とすることについて ⇒ **原案のとおり了承**

○丹野委員長から「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン、放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン及び経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドラインは、いずれも、**当該分野における事業者において、非常に重要なものと認識している**。また、これら三つのガイドラインを委員会との共管とすることは、委員会が今後、個人情報保護法制を主導していく必要があることを踏まえると、適切な取組であると考えている。それぞれの改正内容についても、令和2年改正法等の趣旨を踏まえつつ、適切に取りまとめられているものと認識しているので、**関係省庁との連携の下、これらの着実な運用を図ることが重要**であると思う」旨の発言があった。

### 3-7 個人データの第三者への提供（第17条～第20条関係）

#### 3-7-1 第三者提供の制限の原則（第17条第1項）

##### 第17条（第1項）

1 電気通信事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2)～(7)（略）

(略)

(1) 法令に基づいて個人データを提供する場合（第17条第1項第1号関係）

「法令に基づく場合」について、裁判官の発付する令状により強制処分として捜索・押収等がなされる場合には、令状で特定された範囲内の情報を提供するものである限り、提供を拒むことはできない。

他方、法律上の照会権限を有する者からの照会（刑事訴訟法第197条第2項、少年法第6条の4、弁護士法第23条の2第2項、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号。以下「特定電子メール法」という。）第29条等）等がなされた場合においては、原則として照会に応じるべきであるが、電気通信事業者には通信の秘密を保護すべき義務もあることから、通信の秘密に属する事項（通信内容にとどまらず、通信当事者の住所・氏名、発受信場所、通信年月日等通信の構成要素及び通信回数等通信の存在の事実の有無を含む。）について提供することは原則として適当ではない。なお、個々の通信とは無関係の加入者の住所・氏名等は、通信の秘密の保護の対象外であるから、基本的に法律上の照会権限を有する者からの照会に応じることは可能である。もっとも、個々の通信と無関係かどうかは、照会の仕方によって変わってくる場合があり、照会の過程でその対象が個々の通信に密接に関係することがうかがえるときには、通信の秘密として扱うのが適当である（※4）。

いずれの場合においても、本人等の権利利益を不当に侵害することのないよう提供等に応じるのは、令状や照会書等で特定された部分に限定する等提供の趣旨に即して必要最小限の範囲とすべきであり、一般的網羅的な提供は適当ではない。

（※4）（略）